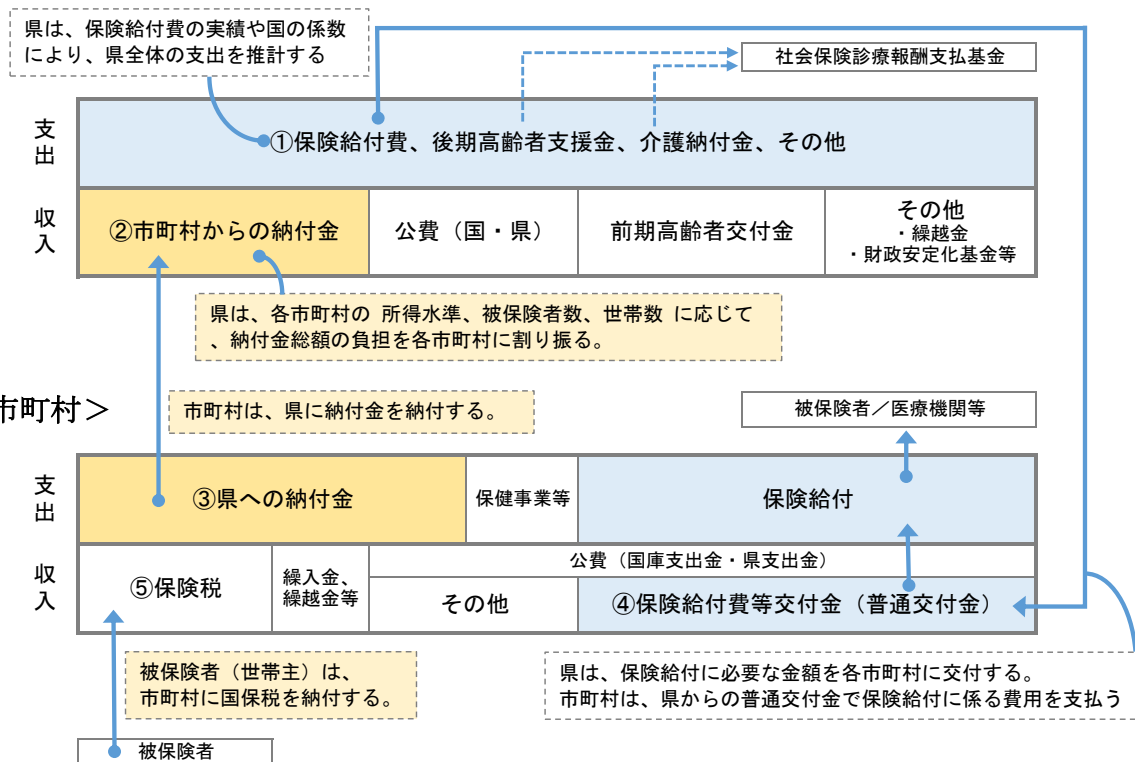


## 【別添】国民健康保険の財政運営の仕組み（イメージ図）

### < 県 >



### ① 保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金、その他

県は、過去の保険給付費の実績や国の係数をもとに、県全体の保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金等の支出額を推計します。

### ② 市町村からの納付金

①で推計した支出額から、以下の財源を差し引きます：

- ・ 公費（国庫支出金・県一般会計繰入金）
- ・ 前期高齢者交付金
- ・ その他（県の繰越金、財政安定化基金等）

残額が「市町村から徴収する納付金総額」となり、これを各市町村に割り振ります。（県全体に占める各市町村の所得水準、被保険者数、世帯数の割合に応じて案分）

### ③ 県への納付金

各市町村は、県から割り当てられた納付金を、県に納付します。

### ④ 保険給付費等交付金（普通交付金）

県は、保険給付に必要な額を「普通交付金」として市町村に交付します。

市町村は、この交付金を活用して、被保険者や医療機関への支払い等の保険給付を行います。

### ⑤ 保険税

市町村は、納付金と保健事業等の費用に充てるため、被保険者から保険税を徴収します。